

岐阜県公報

目次

告示

知事指定薬物の指定
道路の供用開始

(業務水道課)
(道路維持課)

一
二

号外(一) 令和三年三月十五日

告示

岐阜県告示第九十八号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 知事指定薬物の名称

- 1 N (一) アミノ 三・三 ジメチル 一 オキソブタン ニール) 一 ブ
チル 一 H インダゾール 三 カルボキサミド及びその塩類 (通称 ADB BU
TINACA)
- 2 一 (一) (三) フルオロフェニル(シクロヘキシル)ピペリジン及びその塩類
(通称三F PCP、三 Fluoro PCP)
- 3 三 (二) 「エチル(プロピル)アミノ」エチル) 一 H インドール 四 イ
ル「アセテート及びその塩類(通称四 ACO EPT)
- 4 エチル(ニ) (四) フルオロフェニル(ニ) (一) R) ピペリジン
ニール「アセテート、エチル(ニ) (四) フルオロフェニル(ニ) (一) R) ピペリジン
ニール」ピペリジン ニール「アセテート及びその塩類(通称 three
四 Fluoroethylphenidate)
- 5 エチル(ニ) (四) フルオロフェニル(ニ) (一) S) ピペリジン
ニール「アセテート、エチル(ニ) (四) フルオロフェニル(ニ) (一) R) ピペリジン
ニール」ピペリジン ニール「アセテート及びその塩類(通称 eryth

ro 四 Fluoroethyphenidate
二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがある認められるため。

三 指定の効力が発生する日

令和三年三月十六日

岐阜県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年三月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定の日は 変更又は 告示の日 から)
下石原線 笠原線 市之倉				多治見市市之倉町一〇丁目四 二八番地先から 同市同町二丁目二 七八番一地先まで	七四六・四	令和 三・三・一五	平成 一六・一 平成 二一・五 平成 二二・二 令和 三・三・二二

令和三年三月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社